

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分について、別紙 1 のとおり開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成 13 年 10 月 30 日に情報公開条例（平成 15 年宮城県条例第 13 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「東北電力女川原子力発電所のテロ対策、警戒等に関する資料（2001 年 9 月以降のもの）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

- (1) 原子力発電所等に対する警戒強化について
- (2) 東北電力（株）女川原子力発電所に対する警戒警備計画について
- (3) 東北電力（株）女川原子力発電所に対する警戒警備の強化について（通達）
- (4) 米国同時多発テロ事件発生に伴う警備対策室の設置及び警戒警備について（通達）

その上で、実施機関は、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当するとして、本件行政文書のうち、一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 13 年 11 月 22 日、次のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

「本件行政文書には、犯罪行為の対象となる施設に対する警戒要領等が記載されており、当該行政文書を開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や特定の構造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められる。」

3 審査請求人は、平成 13 年 12 月 27 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第

160号)第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び宮城県情報公開審査会(以下「審査会」という。)における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第1項第4号の「支障が生ずるおそれ」及び「相当の理由」の解釈について

条例第8条第1項第4号にいう「公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ」がある場合とは、犯罪の予防、捜査などに具体的に影響を及ぼすことが明白であり、かつ、その危険性が極めて高い場合でなければならない。単なる抽象的なおそれですることとは許されないものであり、いかなる犯罪の捜査ないし予防のいかなる点にどのような支障が生じるおそれがあるかが具体的に立証されない限り、同号に該当しないというべきである。

また、「相当な理由」についても、実施機関が判断するに至った合理的な理由が必要であり、「～に関する情報」といった抽象的な理由では不十分であり、具体的かつ合理的な説明がなされない限り、同号に該当しないというべきである。

(2) 条例第8条第1項第4号の該当性について

イ 内線電話番号及びメールアドレスに関する情報について

犯罪行為を引き起こそうとする者等が警察の内線電話番号を知ったからといって、容易に通話できるとは考えられない。もし、通話状態になり情報交換を妨げ、又は誤情報を流すことができたとしても、110番へのいたずら電話程度のものでしかなく、業務に支障は生じない。

また、メールアドレスについては、やりとりされる情報の大半がチャット形式での会話ではなく、文書や写真などの情報であると思われ、ファクシミリ番号が開示されていることに鑑みれば、メールアドレスについ

て開示しても、業務に支障は生じない。

ロ 警戒警備期間及び警備対策室の設置期間に関する情報について

当該情報を開示することにより、テロ等の犯罪を企図する者が当該期間の終了を待ってテロ等の犯罪を起こそうとするかもしれないという実施機関の主張は、具体的な裏づけのない想像によるものである。

ハ 警戒警備要領、警戒警備の留意事項、警備に伴う服装装備等、情報収集活動の着眼点、警備対策室の体制要領等に関する情報について

実施機関が法律上行うことを許されている服装装備等及び情報収集活動方法等について当該部分に記載されているのであれば、それは常識的に想定可能な内容であり、当該情報を開示しても、テロ等の「犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ」があるとは認められない。

ニ 重要防護対象施設、警戒区分等に関する情報について

自衛隊施設及び米軍関係施設が重要防護対象となっていることは、周知の事実であり、女川原子力発電所が開示されているのと同様に、当該情報は開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、理由説明書及び審査会における意見陳述で、本件行政文書が条例第8条第1項第4号に該当することについて説明しており、その内容はおおむね次のとおりである。

(1) 内線電話番号及びメールアドレスに関する情報について

警察庁警備課の内線電話は、県警等との連絡等を行うものであるから、開示することにより、犯罪行為を企図する者等にアクセスされ通話状態にされることによる情報交換の妨害を受ければ、初動措置が遅れるなど、被害の拡大に結びつく可能性が高い。また、誤情報を流された場合も、真の情報との区別が難しくなり、業務の混乱を招くなどの支障が生じるおそれがある。

また、メールアドレスについては、開示することにより、外部からアクセスしコンピュータウィルスを流すことを可能にし、業務が停滞することはもとより、コンピュータシステム中のデータも破壊されるおそれがあり、警察活動に著しい支障が生じるおそれがある。

(2) 警戒警備期間及び警備対策室の設置期間に関する情報について

テロ等犯罪行為を企図する者等にその内容を察知されれば，期間開始前や期間終了後を見計らって攻撃が加えられるなどの犯罪行為を容易にするとともに，実施機関の間隙をついた対抗措置を講じられるおそれがあり，また，その他の警備に関する期間等も研究分析の結果見いだされ，実施機関の警戒警備を無力化させるおそれがある。

(3) 警戒警備に伴う装備服装等，警戒警備の留意事項等及び警戒警備要領等に関する情報について

原子力発電所等重要施設の警戒警備は，個々の施設ごとにその堅牢性や人的物的な自主警備体制及び施設内外の地理地勢等の実態等を総合的に勘案し実施している。したがって，施設ごとの具体的な警戒警備の状況については，これを公にすれば，テロ等犯罪行為を企図する者等から警戒警備の間隙をついた攻撃を受けるおそれがあり，また，個々の施設の警戒警備状況が判明すれば，複数の施設を比較することで，より警戒が薄い施設が狙われる危険性が高まることになる。

(4) 重要防護対象の施設，警戒区分等に関する情報について

重要防護対象の施設が開示されれば，警察が重点を置いている施設とそうでない施設が明らかになり，テロ等犯罪を企図する者等は警戒されていない施設を標的にテロ等の犯罪行為を敢行するおそれがあるとともに，実施機関の先手を打つなど間隙をついた対抗措置などが講じられるおそれがあり，今後の警備活動に支障を生じるおそれがある。

また，警戒区分が開示されれば，施設ごとの警戒状況が判明するため，テロ等犯罪行為を企図する者等が研究分析することで，対処能力の低下している施設を重点的に狙うなど，警戒箇所の対処能力に応じた対抗措置を講じてくるおそれがある。

(5) 情報収集活動の着眼点に関する情報について

情報収集活動の着眼点が明らかになれば，テロ等の犯罪行為を企図する者等は警察の着眼することに対して注意を払い，危惧を抱き閉鎖性を強めるおそれがあり，警察が情報収集活動によって入手できる情報も入手困難になるなど，すべての警察活動に支障を来すことになる。

(6) 警備対策室の体制に関する情報について

警備対策室の体制は、長年培ってきた警察の手法であり、他の警備にも反映される。このため、これが公にされれば、テロ等の犯罪行為を企図する者等に研究分析の対象にされ、警察の警備体制の間隙をつく攻撃を計画されるおそれがあり、また、警察が当該警備にどれだけの警察力を投入しているかが判明するなど、警備事象全般にわたるそれぞれの警備体制の規模が明らかになるおそれがあり、その結果、警察の警戒警備が無力化するおそれが非常に高くなる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に促進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、米国における同時多発テロ事件の発生に伴う原子力発電所等に対する警戒強化に関する文書並びに警備対策室の設置及び警戒警備に関する文書である。

本件行政文書は、宮城県警察秘密文書取扱規程(昭和48年4月1日本部訓令第5号)第4条及び第16条の規定に基づき、無期限の秘密指定がなされているものであり、本件処分により開示しないこととされた情報(以下「本件非開示情報」という。)は、警戒警備要領及び留意事項等の警戒警備の手法に関する情報、内線電話番号等、警戒警備期間等、警戒警備に伴う服装装備等、情報収集の着眼点、警備対策室の体制、重要防護一覧表に分類することができる。

3 条例第8条第1項第4号の該当性について

条例第8条第1項第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ず

るおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されている行政文書については、実施機関は、行政文書の開示をしないことができる」と規定している。

条例第8条第1項第4号は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は非開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、相当な理由があるとする実施機関の判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとしたものである。

以下このような観点から実施機関の判断に相当の理由があると認められるかについて、第5の2で分類した情報ごとに検討する。

(1) 警戒警備要領及び留意事項等の警戒警備の手法に関する情報

実施機関は、原子力発電所等重要施設の警戒警備は、個々の施設ごとにその堅牢性、人的及び物的な自主警備体制、施設内外の地理、地勢等の実態等を総合的に勘案し実施しており、施設ごとの具体的な警戒警備の状況については、これを公にすれば、テロ等の犯罪を企図する者等から警戒警備の間隙をついた攻撃を受けるおそれがあり、また、個々の施設の警戒警備状況が判明すれば、複数の施設を比較することで、より警戒が薄い施設が狙われる危険性が高まることになることから、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると主張する。

これに対して、審査請求人は、法律上許される手法等が記載されているのであれば、常識的に想定可能な内容であり、開示してもテロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれを生じさせないと主張する。

審査会において確認したところによれば、本件警戒警備要領及び留意事項等は、個別具体的な警戒警備の手法が記録されている部分と、警戒警備の一般的な記録に止まる部分及び実施機関若しくは警察庁等の関係機関においてすでに公開されている部分とに分けることができる。

前者については、これが公にされると、テロ等の犯罪を企図する者等から警戒警備の間隙をついた攻撃を受けるおそれがあり、また、個々の施設の警戒警備状況が判明すれば、複数の施設を比較することで、より警戒が薄い施設が狙われる危険性が高まることになると考えられる。また、当該警戒警備の手法は、警察が行う他の警戒警備にも反映されており、テロ等犯罪行為を企図する者等に研究分析され、実施機関の警戒警備全般に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

しかし、後者については、これが公にされても、テロ等の犯罪を企図する者等から間隙をついた攻撃を受けるおそれ及び個々の施設の警戒警備が判明することにより警戒の薄い施設が狙われるおそれ、そして、今後の他の警戒警備に支障が生じるおそれは認められず、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは言い難い。

したがって、上記で述べたとおり個別具体的な警戒警備の手法が記録されている部分については、実施機関の判断には相当の理由があると認められる。

しかし、テロ等の脅威の高まりに伴う警戒警備の重要性を考慮しても、上記で述べたとおり警戒警備の一般的な記録に止まる部分及び実施機関、警察庁等の関係機関においてすでに公開されている部分については、当該部分が公にされることによって、テロ等の犯罪を企図する者等が新たに種々の対抗措置をとることになると想定することは困難であり、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断は合理性を欠いており、相当の理由があるとは認めがたいものというべきである。

(2) 内線電話番号及び電子メールアドレス

当該内線電話番号及び電子メールアドレスは警察庁警備局警備課が、各都道府県警察本部等との連絡調整、情報交換等を行うものである。

当該内線電話番号を公にすれば、開示されている情報と照合することにより、一般電話回線による接続が可能となることは容易に予測でき、警察庁等が有限の人員の運用で治安対策などを実施していることを考えると、テロ等の犯罪を企図する者等が度重なる通話で情報交換を妨害し、又は誤情報を流すことで、真の情報との区別を困難にするなど、警察の警戒警備に著しい支障が生じるおそれがあるといえることができる。

また、電子メールアドレスは、これを公にすれば外部から当該警察庁のコンピュータに接続し、コンピュータウィルスを電子メールに添付して流すことなどが容易になり、コンピュータシステムのデータが破壊され、秘密情報が漏洩し、警察活動に著しい支障が生じるおそれがあるといえることができる。

したがって、当該内線電話番号及び電子メールアドレスが公にされることによって、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断には相当の理由があると認められる。

なお、審査請求人は、「通話状態になり情報交換を妨げ、誤情報を流すことができたとしても、110番へのいたずら電話程度のものでしかなく、

業務に支障は生じない」と主張しているが、110番へのいたずら電話でも、回数が度重なれば業務に支障が生じるものと考えられることから、審査請求人の主張は受け入れ難い。

(3) 警戒警備の期間

審査会が確認したところによれば、当該部分には当該警戒警備の開始時期及び終了時期が記録されている。一般的に、警察が警戒警備を行う場合はその対象、時期、目的等は公表せずに実施するものと考えられるが、米国における同時多発テロ事件の発生に伴う重要施設の警戒警備については、平成13年9月19日にその実施について、緊急に閣僚会議で決定され、その目的等は本件行政文書にも記録されているほか、国の関係機関等により公表されており、さらに当該警戒警備が緊急に行われることは社会的に充分認識されていたといえることができる。

これらを踏まえて判断すると、当該警戒警備の期間のうち開始時期については、その緊急性から、文書の日付を見れば当該時期がすでに経過していることは、容易に認識でき、これを公にされたとしても、テロ等の犯罪を企図する者等が警戒警備の間隙について攻撃することはできず、当該開始時期を研究分析したとしても、今後行う警戒警備について支障が生じるおそれは抽象的なものに止まり、警戒警備に具体的な支障が生じるおそれがあると考えられず、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとはいえない。

しかし、警戒警備の終了時期が公になれば、テロ等の犯罪を企図する者等が期間の終了を見計らって、攻撃を加えることを容易にし、また、終了時期から設定期間の長短などを研究分析することにより、他の警戒警備についても対抗措置を講じることを可能にすると考えられることから、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるといえる。

したがって、終了時期が公にされることによって、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断には相当の理由が認められる。

しかし、開始時期については、これが公にされることによってテロ等の犯罪を企図する者等が具体的な対抗措置をとることができるとはいえず、警戒警備の実施を公表している当該事案の開始時期を調査研究することで、他施設等の警戒警備に支障が生じるおそれがあるとは言い難く、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断には相当の理由があるとは認め難いものというべきである。

(4) 警戒警備に伴う服装装備等

実施機関が主張するとおり警戒警備に伴う具体的な服装装備等は、公にされることによって、テロ等の犯罪を企図する者等が種々の対抗措置をとることが可能となるものであり、原子力発電所等重要施設の警戒警備に具体的な支障が生じるおそれがあると考えられ、当該情報を非開示とする必要性が認められる。

したがって、警戒警備に伴う服装装備等が公にされることによって、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断には相当の理由があると認められる。

なお、審査請求人は、「法律上許される服装装備等が当該部分に記載されているのであれば、それは常識的に想定可能な内容であり、当該情報を開示しても、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとは認められない」と主張している。

仮に、法律上許される最大限の服装装備等が想定可能な内容だとして公にされた場合、女川原子力発電所に対する警戒警備の規模や想定対象が具体的に判明することになり、テロ等の犯罪を企図する者等から警戒警備の間隙や銃器等に対応した攻撃を受けるおそれがあると考えられ、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるといえることができる。

(5) 情報収集の着眼点

実施機関は「情報収集活動の着眼点が明らかになれば、テロ等の犯罪を企図する者等は警察の着眼することに対して注意を払い、危惧を抱き閉鎖性を強めるおそれがあり、警察が情報収集活動によって入手できる情報も入手困難になるなど、すべての警察活動に支障を来すことになる」と主張する。

さて、警察庁は、広報誌において、米国同時多発テロ事件に伴う警備について記載しており、そこでは、国際テロ組織や国内諸団体の動向を具体的に紹介し、警備諸対策の一つとして、情報収集活動の強化についても、概括的にではあるが記載している。

審査会において確認したところによれば、情報収集の着眼点には、秘匿すべき情報源等が記録されているとまでは言えないが情報収集の具体的な着眼点等が記載されている部分と上記広報誌で既に記載されている範囲を超えない情報収集の手法、一般的な留意事項等が記載されている部分とがある。

前者については、これが公にされれば、テロ等の犯罪を企図する者等が、警察が情報収集を強化することに対して注意を払い危惧を抱き、警戒を強めるおそれがあると考えられ、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるといえる。

しかし、後者については、これを公にされても、テロ等の犯罪を企図する者等が警察の着眼することに対して注意を払い危惧を抱き、警戒を強めるおそれがあるとは言えない。また、警察が情報収集活動によって入手できる情報が入手困難になるなど警察活動に支障を来すことになるとは考えられず、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは言いがたい。

したがって、情報収集の具体的な着眼点等が記録されている部分は、これを公にされると、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断には相当の理由があるとは認められる。

しかし、上記のとおり広報誌で既に記載されている範囲を超えない情報収集の手法、一般的な留意事項等が記載されている部分は、実施機関が行う情報収集への支障が生じるおそれは考えられず、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断には相当の理由があるとは認められない。

(6) 警備対策室の体制

実施機関は、「警備対策室の体制は、長年培ってきた警察の手法であり、他の警備にも反映される。このため、これが公にされれば、テロ等の犯罪行為を企図する者等に研究分析の対象にされ、警察の警備体制の間隙をつく攻撃を計画されるおそれがあり、また、警察が当該警備にどれだけの警察力を投入しているかが判明するなど、警備事象全般にわたるそれぞれの警備体制の規模が明らかになるおそれがある」と主張する。

審査会が確認したところによると、当該部分には警備対策室の組織編成、人数、業務等が記録されている。これが公にされても、警戒事象全般にわたる体制の規模まで明らかになるとまでは言い難い。しかし、警備対策室の体制は、長年培ってきた警察の手法であり、その手法は他の警戒警備にも反映されるため、テロ等の犯罪を企図する者等に研究分析の対象にされ、警察の警備体制の間隙をつく攻撃を計画されるおそれがあることは否定できず、公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると言える。

しかし、本件行政文書の開示部分、公表されている情報、法規等を照合することにより、容易にその内容が予測できる情報については、非開示に

する利益はないものと考えられる。

したがって、実施機関の公共安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断は、上記により容易に予測できる情報以外の情報については相当の理由があると認められるものである。

(7) 重要防護一覧表

実施機関が主張するように、当該情報には、重要防護施設、警戒区分等が記録されており、これを公にすることにより、警察が重点を置いている箇所が判明し、警察の間隙について、対抗措置が講じられるおそれがあると考えられ、公共安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると言える。

しかし、重要防護施設に関する情報の中には、実施機関が議会の答弁等ですでに明らかにしている情報が含まれており、これらを非開示にする利益はないものと考えられる。

したがって、実施機関の公共安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の判断は、公表されている部分を除いた範囲で相当の理由があると認められるものである。

5 結論

以上を十分に踏まえ、実施機関が非開示と判断した部分について、審査会が行った判断は別紙1のとおりである。

第6 審査の経過

審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

区 分	項目名	情報の種別	審査会の判断	今回開示が妥当と判断した部分
原子力発電所等に対する警戒強化について	警戒強化上の留意事項	警戒警備要領及び留意事項等の警戒警備の手法	部分開示	1 ページ 下から 4 行目の 2 7 文字目から同 3 行目の 3 0 文字目まで。 2 ページ 上から 1 行目の 4 文字目から 3 8 文字目まで。 上から 2 行目 2 2 文字目から 3 1 文字目まで。 上から 3 行目 2 8 文字目から同 4 行目 3 文字目まで。
	内線電話番号及びメールアドレス	内線電話番号等	非開示	なし
	警戒強化要領の基準	警戒警備要領及び留意事項等の警戒警備の手法	部分開示	別紙 3 「警戒強化要領の基準」 すべての大項目。 大項目 1 番目の説明文。 大項目 2 の説明文のうち、1 文字目から 6 文字目まで。 大項目 2 の説明文のうち、1 1 文字目から 1 5 文字目まで。
東北電力(株)女川原子力発電所に対する警戒警備計画について	警備警備期間	警戒警備期間等	部分開示	1 ページ 上から 1 2 行目 1 文字目から 1 9 文字目まで。
	警戒警備要領	警戒警備要領及び留意事項等の警戒警備の手法	部分開示	1 ページ この項目の 1 番下の行の 1 文字目から 8 文字目まで。
	服装, 装備, 車両	警戒警備に伴う服装, 装備等	非開示	なし
	留意事項	警戒警備要領及び留意事項等の警戒警備の手法	開示	2 ページ 下から 5 行目 4 文字目から 9 文字目まで。 下から 5 行目 1 7 文字目から同 4 行目 7 文字目まで。 下から 3 行目 4 文字目から 1 2 文字目まで。

東北電力 (株)女川原子 力発電所に対 する警戒警備 の強化につい て	警戒警備期間	警戒警備期間 等	部分開示	上から14行目1文字目から19文字目まで。
	警戒警備要領	警戒警備要領 及び留意事項 等の警戒警備 の手法	非開示	なし
	留意事項	警戒警備要領 及び留意事項 等の警戒警備 の手法	開示	下から5行目1文字目から9文字目まで。 下から5行目17文字目から同4行目9文字目 まで。 下から3行目4文字目から12文字目まで。
米国同時多 発テロ事件発 生に伴う警備 対策室の設置 及び警戒警備 について	警備対策室設 置期間	警戒警備期間 等	部分開示	1ページ 上から12行目1文字目から12文字目まで。
	重要防護対象 に対する警戒 警備強化の警 戒警備期間	警戒警備期間 等	部分開示	1ページ 下から20行目1文字目から12文字目まで。
	重要防護対象 に対する警戒 警備強化の警 戒警備要領	警戒警備要領 及び留意事項 等の警戒警備 の手法	部分開示	1ページ 下から15行目1文字目から10文字目まで。 下から2行目1文字目から19文字目まで。 下から2行目33文字目から同1行目17文字 目まで。
	警戒警備上の 留意事項	警戒警備要領 及び留意事項 等の警戒警備 の手法	開示	2ページ すべて開示
	情報活動等の 強化	情報収集の着 眼点	部分開示	2ページ 下から18行目14文字目から同17行目4文 字目まで。 下から16行目10文字目から20文字目まで。 下から16行目37文字目から同14行目20 文字目まで。 下から13行目4文字目から12行目15文字 目まで。

	その他の対策	警戒警備要領及び留意事項等の警戒警備の手法	部分開示	2 ページ 下から 1 0 行目 4 文字目から同 5 行目 2 1 文字目まで。 下から 4 行目 4 文字目から同 3 行目 8 文字目まで。 3 ページ 下から 5 行目 4 文字目から同 4 行目 9 文字目まで。
	警戒対策室編成表	警備対策室の体制	部分開示	表中 1 行目の項目すべて。2 行 4 列目。3 行 4 列目。4 行 4 列目。5 行 4 列目。6 行 4 列目。7 行 4 列目。8 行 4 列目。9 行 4 列中左から 1 文字目。1 0 行 4 列中左から 1 文字目。1 1 行 4 列中左から 1 文字目。1 2 行 4 列目。1 3 行 4 列目。1 4 行 4 列目。1 5 行 4 列中左から 1 文字目。1 6 行 4 列目。 1 7 行 4 列目。1 8 行 4 列目。1 9 行 4 列目。 2 0 行 4 列中左から 1 文字目。
	重要防護施設対象一覧表	重要防護施設一覧表	部分開示	表中 1 行目の項目すべて。 既の開示している施設名とその所轄署。 実施機関が議会の答弁等で既に明らかにしている施設名とその所轄署。

注 意

- 1 「(,「)」」「,「。」「」」は 1 文字と数える。
- 2 数字は 1 文字と数える。
- 3 スペースは数えない。
- 4 行の文字数はすべて左から数える。
- 5 罫線は行数に数えない。

別紙2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 2 . 4	○ 諮問を受けた。(諮問第104号)
14 . 2 . 26	○ 審査請求人から意見書を受理した。
14 . 11 . 11 (第172回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 11 . 29 (第173回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 12 . 16 (第174回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
15 . 1 . 7 (第175回審査会)	○ 審査請求人から意見等を聴取した。
15 . 3 . 3 (第177回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 3 . 20 (第178回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本岡愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成15年4月21日現在)